

外観並びに内装に係る行為概要届出書

次の外観や内装に係わる行為で、小規模のため行政への申請・届出が不必要な場合にあっても、行為着手予定日の30日前までに、町内会長に本届出書をお届け下さい。

- (1) 建築物、工作物の外観に係わる修繕、模様替え、色彩の変更
- (2) 屋外広告物の掲出及び暖簾の掲出
- (3) 自動販売機の設置
- (4) 建築物、工作物の外観の除却
- (5) 内装の修繕や改修

(宛先) 祇園町南側地区協議会		届出日 年 月 日
届出者氏名	届出者住所	
印		
電話番号		

祇園町南側地区景観協定第12条の規定により届け出て事前協議を行います。	
行為地	町名に○をつけてください 花見町 八坂町 花町 有楽町
行為箇所	
外観並びに内装に係わる行為概要	
添付図書	形状、規模、色彩、材質、位置等を明示する図書(A3用紙)を添付して下さい。 内装の修繕や改修の場合は、現況図面と改装後の図面を添付して下さい。
行為着手予定年月日	年 月 日
行為の完了予定年月日	年 月 日